

京都府道路公社会計規程第71条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年10月27日

京都府道路公社管理事務所長 小林 暢彦

1 入札に付する事項

(1) 調達の商品及び数量

京都府道路公社管理事務所の電力調達 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達期間

令和3年2月1日から令和4年1月31日まで

(4) 調達施設

京都縦貫自動車道における電気室21カ所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒624-0123 舞鶴市宇大俣小字洞中宮ノ浦76

京都府道路公社管理事務所業務課

電話番号(0773)83-0074

(2) 入札説明書、仕様書及び申請書の交付期間

令和2年10月27日(火)から令和2年11月10日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

なお、京都府道路公社ホームページ(<http://www.kyo-doko.jp/>)からダウンロードすることも可能

(3) 入札説明書、仕様書及び申請書の交付費用

無償

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けていない者

エ 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していない者

オ 適正な電力供給のための体制が確立されておらず、供給約款等が整備されていない者

- カ 「京都府グリーン調達方針」別表3における判断基準を満たさない者
 - キ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当したものであって、その事実がなくなった後2年を経過しない者を含む。)
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ケ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
 - (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府道路公社の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 5 一般競争入札参加資格の確認
- 資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
- なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (1) 申請書の提出期間
令和2年10月27日(火)から令和2年11月10日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
 - (2) 提出場所
2の(1)に同じ。
 - (3) 提出方法
 - ア 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
 - (4) 添付資料
申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
 - ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款
 - イ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類
 - ウ 消費税及び地方消費税納税証明書
 - エ 営業経歴書
 - オ 取引使用印鑑届
 - カ 直近事業年度分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書。ただし、連結決算を行っている場合は、連結貸借対照表及び連結損益計算書)

- キ 電力供給約款等
 - ク 4の(1)のウからケまでに該当しないことを証する書類
 - ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
 - コ 宣誓書
 - サ 返信用封筒(第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、84円切手を貼付したもの)
- (5) 資料等の提出
- 申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- (6) その他
- 申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 6 参加資格を有する者の名簿への登載
- 3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府道路公社管理事務所の電力調達に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。
- 7 資格審査結果の通知
- 資格審査の結果は、申請書等を提出した者に令和2年11月18日(水)までに文書で通知する。
- 8 参加資格の有効期間
- 参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和3年3月31日までとする。
- 9 参加資格の承継
- (1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3又は4の(1)のアに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府道路公社管理事務所長(以下「所長」という。)が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
- ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他所長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。
- 10 参加資格の取消し
- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 京都府道路公社会計規程第71条第2項の規定により準用する京都府会計規則(昭和52年京

都府規則第6号。以下「準用する規則」という。)第164条の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和2年12月11(金)午前11時

イ 場所

舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦76

京都府道路公社管理事務所 会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和2年12月10日(木)午後5時まで(必着)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

ウ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

準用する規則第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって

有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、準用する規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

14 その他

(1) この入札の実施については、1から13までに定めるもののほか、準用する規則の定めるところによる。

(2) 令和3年度以降の京都府道路公社収入支出予算において、落札者に支払うべき電気料金が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

(3) この入札に係る契約については、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額によるものとする。

(4) 詳細は、入札説明書による。